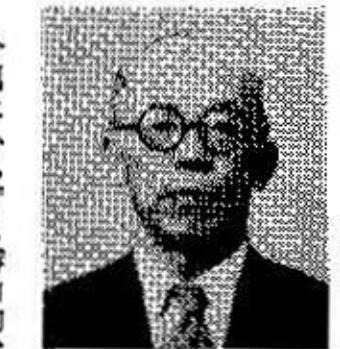


就任に際して

勝山市長

山内 繼喜

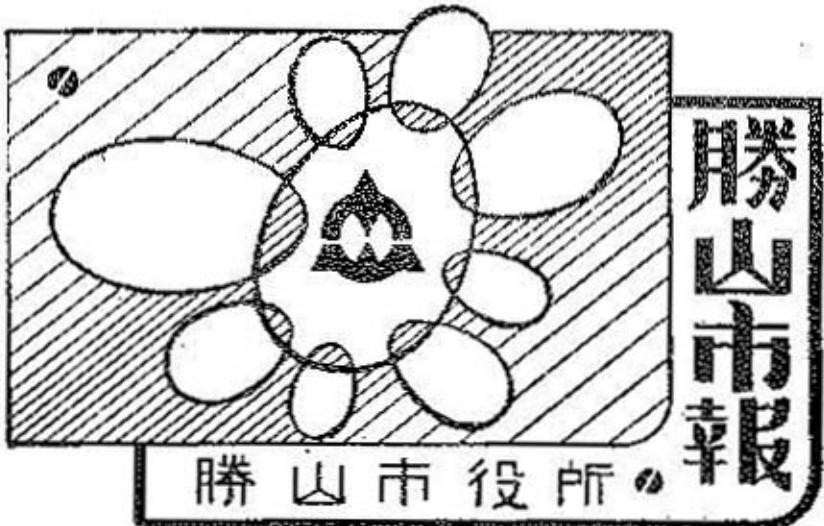


自治の強化と財政の確立にあると存じます。

当勝山市は地域的田園都市の性格を有して居りますので、この観点に立脚致しまして政治、経済、教育、文化の合理的な計画運営を図り、勝山市の実態を把握して善処したいと存じます。わけても新市発足に当たりまして、計画された建設五ヶ年計画の尊重と都市の厚生行政、産業の振興、交通文化の発達に意を注ぎ、行政の刷新、冗費の節減を図り以て健全なる財政基盤の上に立つて明朗な勝山市の発展に寄与致し度き覚悟で御座居ますので今後尙一層の御協力を仰い致します。

市長と言ふ職務は、市民皆様の公僕であり、主人は皆様であります。公僕である市長と主人である皆様とが親しみ合い、共に喜びを分かち、また共に悲しみを分かち合つて初めて明朗な市政がいとなめるものと存じます。

こうした点より皆様の御意見を承り、私の抱いている抱負とをお互によく話し合つて理解し納得のゆく明るい市政をうち樹てたいと思います。町村合併の目的は地方行被つて初めに明確な市政がいとなめるものと存じます。



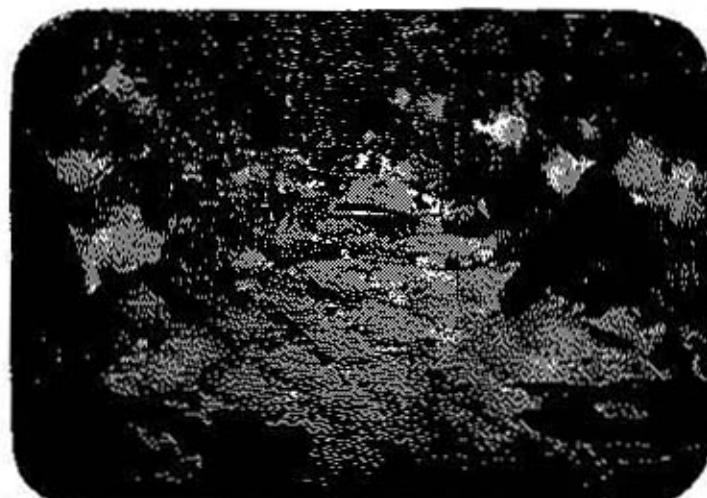
(第4号)

(昭和29年11月10日)

11月20日~21日 市長杯争奪 第一回市民野球大会開催

年行われることになります。
そこでこの大会について大体のあらましをお知らせしましよう。

一日時(予定)
十一月二十日(土)、
市民野球大金要額



【選挙ニュース】
歴史的な初代市長選挙の開票は十月十六日成器西小学校に於て開票されました。

民の融和と親睦を計り併せて健康増進と体育向上を目指すとのとして、勝山市のスポーツの発展に寄与するため、市長杯争奪第一回市民野球大会が開催されたりました。この大会は毎年行われることになつて居ります。

◎編成
中学校生徒 二名
高等学校生徒 二名
二十才台の人 二名
(一般の二十才以下も含む)
三十才台の人 二名
四十才以上の人 二名
(但し該当年令の交代は隨意)
一、表彰と賞品
優勝チーム賞(市長賞)、準優勝チーム賞(体育協会長賞)、最高殊勲選手賞、最優秀投手賞、打撃賞、敢闘賞、ホームラン賞

二十一日(日)の二日間

一、場所 成器南小学校グラウンド

一、試合方法 ドリナメント

△納稅相談所開設日程◇		場所	期日
十一月十日	十一月十一日	野々支所	十五日
十六日	十七日	荒土支所	十九日
二十二日	二十三日	平兒守支所	二十四日
二十六日	二十八日	北郷支所	二十五日
まで	まで	寛谷文所	まで

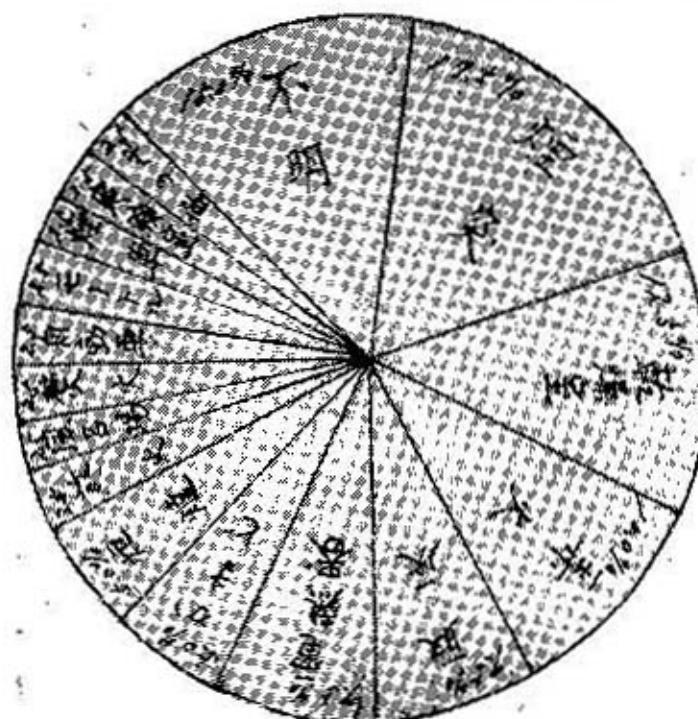
—11月1日～30日—
—納稅完納強化運動—
納稅で築け新生勝山市

今般勝山市の誕生と共に潘納税の整理に着手し、之が納税については種々の御便宜と御要予を圖り一日も早く、自主的に完納される様期待致して居りましたが、相当の期間を経過した今日、未だ相当の滞納税のあることを震懾に存じて居ります。

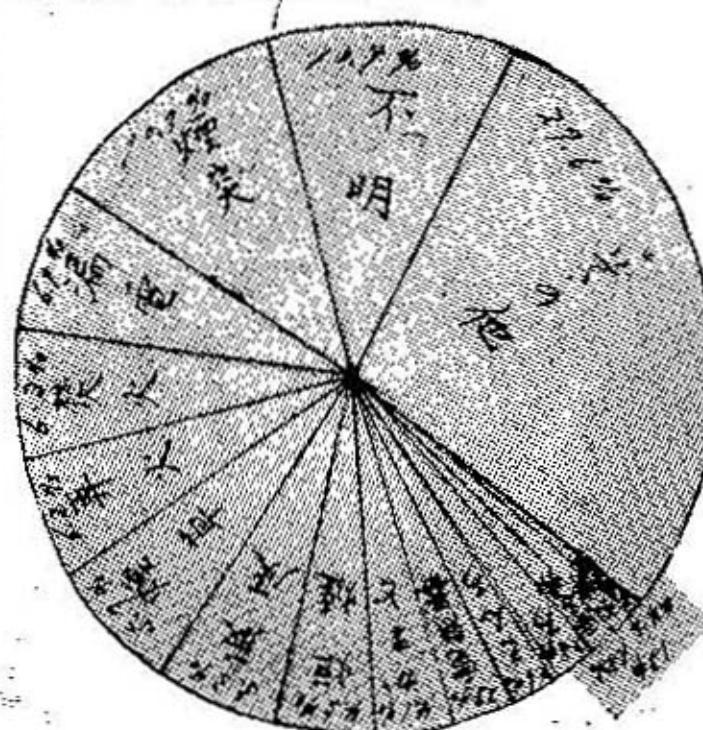
納税者の皆様とされても、色々と御都合もありましようが、市と致しましても此の懲放置致す況にて参りません。

全国火災原因別発生件数
(昭和25年~昭和27年)

年度別	原因別	火消 つ消	火鉢	風呂場(こんろ)	炉	毛熱器	炬燵	煙草	取灰	かまど	弄火	侵火	漏電	煙突	不明	其の他	
昭和25年		56	265	356	489	501	551	820	957	1,094	1,107	1,114	1,189	1,347	1,863	2,221	5,283
昭和26年		90	218	308	374	503	582	618	931	1,122	1,366	1,414	1,416	1,427	2,423	2,384	5,977
昭和27年		93	273	356	445	472	552	1,091	1,100	1,129	1,331	1,355	1,425	1,585	2,268	2,351	6,249



自昭和二十九年一月一日一至昭和二十九年十月三十一日止
勝山市(一町八ヶ村)火災原因別發生件數調



昭和二十五年間火災原因別發生件數調

最近各地に火災
が発生しています、昨今朝夕寒さ
が身に沁みる頃となりましたが各
家庭に於かれても、コタツやいろ
り、其の他火気の始末に充分御注
意して頂き火事に因る忌わしい災
害を無くしようではありますか

火事は一寸した不注意、心のゆるみから思いもよらぬ大きな災害を招きます。全国的に見まして其の発生原因と件数を調べて見ますと次の通りであります。

火災を防ぐ爲に！

勝山市國民健康保険條例

國民健康保險給付規程

市民の皆さん方に最も関係の深い勝山市国民健康保険条例並びに勝山市国民健康保険給付規程についてお知らせいたしましよう。

臨山市國民健康

卷之三

第二章 被保

第五条 本市は勝山市内の世帯主及びその世帯に属する者を以て被保険者とする。但し左に掲げる者を除く。

員保険の被保険者。但し船員保険法第二十条第一項の規程による被保険者はこの限りでない。

三、法律の規定に基いて組織する共済組合であつて私傷病につき療養に関する給付をするものの組合員及び被保険者。

四、医療従事者、医療担当者（歯科を除く）その世帯にある者にして療養の必要がないと認められる者。

五 生活保護法の適用者。
六、日雇健康保険法適用者。
七、外国人。

第六条 世帯主である被保険者は、この条例公布後十日以内にその住所及び氏名並びにその属する世帯の被保険者の氏名、男女別年月日及び自己との続柄を記載した書面を速かに提出しなければならない。

あらたに被保険者となつた者は、あるときはその属する世帯の世帯主である被保険者は第一項の規定に準じ届け出をしなければならない。

前二項に規定する記載事項中に変更があつたときは十日以内

にその旨を届出なればならぬ。

第七条 世帯主である被保険者が
被保険者でなくなつたときは十

日以内に書面を以てその旨を磨出なければならない。

世帯主でなくなつた場合においては新に世帯主となつた被保険

者は十日以内に書面を以て世帯
主変更の届出をしなければなら

第九条 被保険者中にその資格を喪失した者があるときは世帯主

である被保険者は十日以内にその被保険者の氏名及び資格喪失

第十一条 第七条及び前条の趣旨にて、行
事由を説明した書面を以て、行
の旨を届出なければならない。

は資格を喪失した被保険者の受
診証を添えなければならない。

第三章
保險施設

第十一條 本市においてする保険
給付の種類は左に掲げるものと
する。

二、療養の給付。 助産及び葬祭の給付（助産）

三、葬祭費の支給

第一二条 本院の規則は、前項に規定するものとする。

二、薬剤又は治療材料の支給 付を含む)

諸例以外の商品を販売する場合
給を含まない)

五、看護。入院。

六 被保険者の移送へ看護士なし

第十三条 前条第一号乃至第四号の給付については被保険者は本

第十四条 療養の給付は転帰に至るまでこれをするものとする。但し同一傷病につき引続き給付するときは二ヶ年を限度とする。

第十五条 被保険者が左の場合において療養担当者以外の医師、歯科医師その他の者の手当を受けたときは療養の給付に代えて療養費を支給する。

一、本市に於て療養の給付をすることが困難であるとき。

二、緊急の必要があるとき。

三、その他必要により市長の承認を受けたとき。

2 哺育子当の額は一ヶ月二百円とし六ヶ月を限度とする。(但し被保険者が六ヶ月未満のものは除く)

第十九条 伝染病予防法そり他法令の規定により無償で療養を受けける場合はその限度において療養の給付はこれをしない。

第二十条 本市は被保険者の健康保持増進のため左に掲げる施設をする。

一、伝染病、寄生虫、その他疾病の予防。

二、健康診断。

三、母性及び乳幼児の保護。

四、栄養改善。

五、その他健康の保持増進に関する施設。

第二十一条 この章に定めるものの外保険給付及び保健施設に関する必要な事項は別にこれを定め

第四章 保険税

第二十二条 世帯主である被保険者は別に定める額の保険税を納付しなければならない。

第二十三条 健康保険及び賃員保険の被保険者又は法律の規定に基いて組織される共済組合員では世帯主である被保険者の保険税は議会の議決を経て軽減することができる。

第二十四条 保険税の額が決定したときは市長は速かにこれを世帯主である被保険者に通知しなければならない。額に変更があればまた同様とする。

第二十五条 保険税は毎年度四月から六月迄の分を四月末日迄に七月から九月迄の分を七月末日迄に、十月から十二月迄の分を十月末日迄に、一年から三月迄の分を一月末日迄に納付しなければならない。

第二十六条 納付期限を過ぎて保険税を納付しないものがあるときは市長は期限を指定してこれを督促しなければならない。

第二十七条 特別の事由があるものについては議会の議決を経て保険税を減免し又はその徵收を猶予することができる。

第二十八条 この章に定めるものの外保険税に関する必要な事項

は別にこれを定める。

勝山市国民健康保険給付規程

第一条

被保険者が療養の給付を受けようとするときは保険者の定めた療養担当者に受診証を提出ししなければならない。但し止むを得ない理由あるときはその事由が止んだ後速かにこれを提出しなければならない。

第二条 被保険者が探査担当である薬剤師については薬剤の支給を受けようとするときは療養担当者である医師から処方箋を受取れ、これを療養担当者である薬剤師に提出しなければならない。

第三条 被保険者が入院加療を要するときは次の事項を速かに保険者に届出なければならない。
一、住所及び氏名。
二、受診証の番号。
三、傷病名。
四、入院したい病院又は診療所の所在地及び名称。
五、入院予定日数。

第四条 被保険者で看護又は移送の給付を受けようとするときはこれを保険者に申請しなければならない。

第五条 歯科補綴の中金属冠は給付しない。

第六条 被保険者が療養担当者の医師又は歯科医師の診察を受けるようとするときは保険者の承認を得なければならない。

第七条 被保険者が療養の給付を受けたときはその被保険者(給付を受けたものが世帯主でない被保険者であるときはその属する世帯の世帯主)に對してその給付に対する一部負担金の額を告知する。

納税て

築け吾等の

勝山市

旧勝山町の区域に限り適用する

- 1 この規程は公布の日から施行する。
- 2 この規程の適用を受けない一部負担金についてはなお従前の例による。
- 3 第七条の併し書の規定は当分

附 則

- 1 この規程は公布の日から施行する。
- 2 この規程の適用を受けない一部負担金についてはなお従前の例による。
- 3 第七条の併し書の規定は当分

し勝山市国民健康保険証紙により給付を受けたものについては一部負担金は徴収しない。療養に要した費用の額に関する証明書類を添えなければならない。助産費及び葬祭費、哺育手当の支給を受けようとするときは保険者はこれを申請しなければならない。

第九条 療養費支給申請書には療養に要した費用の額に関する証明書類を添えなければならない。一部負担金に対する徴収は一部負担金に対する徴収ではない。

第十条 助産費及び葬祭費、哺育手当の支給を受けようとするときは保険者はこれを申請しなければならない。

第八条 勘定手数料就滞金等については一部負担金に対する徴収ではない。一部負担金に対する徴収は一部負担金に対する徴収ではない。

【火災予防運動期間】
11月26日～12月2日

市 民

一人一人が
火の用心

立派な製品を目指して

木炭検査員の強化

製炭者の皆さんへ

本年度の木炭生産も愈々最盛期に入ると共に当所では今後一層木炭の品質を改善し、製炭技術の改良を強力に推進し市場に於ける悪評の一掃に全力を傾注していますが、最近市場に出廻る木炭にイブリ炭混入・怪

寸の不統一、量目不足等目余る粗悪製品が多くなっています。また包装は長方形のものや、錐形のもの、口縫の掛け方の違うもの、繩の細いもの、切染使用のもの、柴の太いもの等あつて極度に商品価値をおとしています。

そこで規定通り是正方速かに指導すると共に厳重なる検査の施行に努めるため、一部木炭検査員の異動が発表され左記配置表の通り

担当区域を変更し、十二月二十日から新担当区域を巡回活動するようになりましたからお知らせします。

配置表

主	任	中村長一
勝山地区の県外移出検査、旧勝山町の生産検査	木炭検査員	永井六右衛門
北郷町、村岡町、遅羽町、北谷の生産検査	木炭検査員	南部秀男
北谷町の内中野俣、杉山を除く生産検査	木炭検査員	上山巖
(勝山林産検査所)		

印鑑の諸手続きについて御存知ですか

最近印鑑の御使用が何かと多いと思われますので印鑑の諸手続きについてお知らせすることに致しましたよう。

そこで皆様が市役所又は支所で印鑑証明書を受領されるには先づ予め本市に印鑑の届出をしておかねばなりません。

印鑑を届出るには、本人が出頭して之をしなければなりません。届けのできる印鑑は一人一印だけです。法人の代表者として届けられる場合も代表者一人一印です。

印鑑を届出るのは、本人が出頭して之をしなければなりません。届けのできる印鑑は影の不鮮明なもの、毀損したるもの。

改印鑑届とは皆様が右に述べた段階を経て届けられた印鑑が、紛失、盗難又はよく使つてすりへつた場合この改印鑑届をして頂きます。

この届は必ず本人が出頭して手続きをして下さい。

この十一月一日より木材業者及び木材工業者登録条例が制定になりました既に施行されていますから該当の方は至急登録を受けられから營業されますようお知らせ致します。

福井県木材業者及び木材工業者登録条例が施行になりました



(選舉ニュース) 市弘報企画課提供の
通報板にじいつと見入る市民団

村岡、北谷町の方は
勝山市役所村岡支所へ

◆お尋ねされる場合は〇
平泉寺、勝山、野向、荒土、北郷、
鹿谷、遅羽各町の該当者の方は、
福井県林業基盤指導員駐在所(勝山市中後)にお問合せ下さい。

産立木へ但し薪炭用は除く)および木材の売買斡旋並に販売を営む者(県外に住所又は営業所を有する者で県内に於てこれらの業を営む者も含む)を云います。次に木材工業者は木材を原材料の一部又は全部として三馬力以上上の動力機械設備により製材木工へ単板、突板、荷板、木毛を含む「およびバルブ製造を営む者並に木材(素材及び製材)を原材料として営業を営んでおられる方は、十一月三十日までに登録申請書を提出して下さい。また新たに営業される方は其の営業して下さい。登録申請者は登録申請一件につき七百円の手数料(福井県收入証紙を貼布)を納付するようお願い託します。若し登録を受けずに営業をしている場合は営業の停止、御又は罰則に処せられますから充分注意下さるようお知らせします。なお御不明の点がありましたら福井県林業基盤指導員駐在所(勝山市中後)にお問合せ下さい。

び木材工業者とは木材を原材料の一部又は全部として三馬力以上上の動力機械設備により製材木工へ単板、突板、荷板、木毛を含む「およびバルブ製造を営む者並に木材(素材及び製材)を原材料として営業を営んでおられる方は、十一月三十日までに登録申請書を提出して下さい。また新たに営業される方は其の営業して下さい。登録申請者は登録申請一件につき七百円の手数料(福井県收入証紙を貼布)を納付するようお願い託します。若し登録を受けずに営業をしている場合は営業の停止、御又は罰則に処せられますから充分注意下さるようお知らせします。なお御不明の点がありましたら福井県林業基盤指導員駐在所(勝山市中後)にお問合せ下さい。

共同募金

目標額完遂に

あと一押し

去る十月一日より一ヶ月間全国一齊に共同募金運動を開いたしましたが、当市に於きましても本運動の趣旨に則り皆さん方に特段の御協力を願い申し上げましたところ、皆様の美しい御協力とお頼い申しあげたすけあいの真心と深い御同情により好成績を挙げてのことにつきましては深く感謝していると共に衷心より厚く御礼申し上げる次第であります。然しながら未だ一部未納の分もありますので、恵まれない人々の為に早急納めて頂くよういま一度の御協力を願い致します。

我が国の森林面積が国土の六割を占めていることは皆さん方もよく御存知の通りであります。この森林が戦争中には軍需資材として、また終戦後に於ては復旧資材の需要に供せられるため荒廃の地が年々増加している実情にありまして、降雨の際は水害の一大

造林こそ

第一要素 政策の

お木屋さんの変更は

11月20日まで

断届や其の他の事情により米屋を
変更される方は来る**20**日までに登
録申請書を市役所戸籍課面給係また
は最寄の支所まで御提出下さい。

寫真は葉たばこの収納に大わらわの農家の人々



写真は葉たばこの吸



大わらわの農家の人々

一比島水田の開発事業様々進む

一年と共に区民は何とかして元どおり水田化しようと涙ぐましい熱意に燃えてようやく其の実が結びこの六月から開発に着手したもので。現在ではもう全工事の七、八割が完了し本年末には立派に完成して来春より食糧増産の一役を担うべく完成を目指して工事に余念がありません。

比島水田の開発事業
勝山市遷羽町比島では下水田十町歩の開発に大わらわとなつています。そこでこの水田開発は明治二十四年の半夏生の頃大雨のため九頭竜川が大氾濫し押し流されたため其後荒廃地となつていましたところが、戦後の食糧難の折柄漸く一部が畑作りに開墾されたというだけに止つてい

食糧増産に 大きな役

担任 白木さく先生
宝生流(初心者歓迎)
担任 但川初男先生
応資格は年令に制限なし
返期日は十一月二十日迄

▼染色——家庭における染色の仕方 担任 高橋巽先生
▼書道——細字その他（特に初心者歓迎）
▼裁縫——担任 小泉すへを先生
▼活花——材料は公民館で準備します す

秋色もいよいよ高潮して好楽に
又勉強に絶好のシーズンです。
そこで勝山地区公民館では市民
の皆さんに優秀な諸先生をお迎え
して次のようなク家庭学校々を開
設し、それとも教養を身につけて
朗らかな家庭を築いて頂きたいと
思いますので御希望の方々は家庭
学校にせいぜい入学下さいすよう
お知らせすると共に公民館ではお
待ち致しております。

教養を身につけようと
家庭學校